

令和4年度 茨城県一般会計予算

令和4年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,281,679,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 398,113,404
	1 県 民 税	122,483,282
	2 事 業 税	95,100,540
	3 地 方 消 費 税	82,533,705
	4 不 動 産 取 得 税	5,074,050
	5 県 た ば こ 税	3,476,643
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,634,858
	7 軽 油 引 取 税	32,052,325
	8 自 動 車 税	53,453,126
	9 鉱 区 税	4,060
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,265,971
	11 狩 猟 税	34,844
2 地 方 消 費 税 清 算 金		130,320,333
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	130,320,333
3 地 方 譲 与 税		53,161,609
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	48,860,878
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,714,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	111,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	328,731
	5 森 林 環 境 譲 与 税	146,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地方特例交付金		2,100,000
	1 地方特例交付金	2,100,000
5 地方交付税		196,732,000
	1 地方交付税	196,732,000
6 交通安全対策特別交付金		754,000
	1 交通安全対策特別交付金	754,000
7 分担金及び負担金		8,320,551
	1 分担金	661,578
	2 負担金	7,658,973
8 使用料及び手数料		16,180,656
	1 使用料	11,691,890
	2 手数料	765,357
	3 証紙収入	3,723,409
9 国庫支出金		210,572,287
	1 国庫負担金	53,605,348
	2 国庫補助金	154,002,572
	3 委託金	2,964,367
10 財産収入		2,337,665
	1 財産運用収入	1,016,533
	2 財産売払収入	1,321,132
11 寄附金		104,388
	1 寄附金	104,388
12 繰入金		21,288,611
	1 特別会計繰入金	886,565
	2 基金繰入金	20,402,046

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		141,834,738
	1 延滞金、加算金及び過料	503,148
	2 県預金利子	1,517
	3 公営企業貸付金元利収入	56,503
	4 貸付金元利収入	117,762,652
	5 受託事業収入	4,852,722
	6 収益事業収入	7,767,453
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	10,890,742
15 県債		94,858,900
	1 県債	94,858,900
歳入合計		1,281,679,142

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,704,318
	1 議 会 費	1,704,318
2 総 務 費		38,302,103
	1 総 務 管 理 費	21,125,647
	2 徴 税 費	11,917,657
	3 市 町 村 振 興 費	1,856,621
	4 選 挙 費	2,796,265
	5 人 事 委 員 会 費	141,370
	6 監 査 委 員 費	164,543
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		11,058,635
	1 企 画 費	8,275,853
	2 開 発 費	2,390,296
	3 統 計 調 査 費	392,486
4 生 活 環 境 費		14,546,815
	1 生 活 文 化 費	2,377,438
	2 防 災 費	1,496,559
	3 環 境 保 全 費	10,634,654
	4 災 害 救 助 費	38,164
5 保 健 福 祉 費		300,063,985
	1 厚 生 総 務 費	113,223,913
	2 生 活 保 護 費	5,664,489
	3 児 童 福 祉 費	40,974,143

	4 障 害 福 祉 費	30,873,756
	5 保 健 所 費	2,019,441
	6 医 薬 費	11,512,073
	7 環 境 衛 生 費	1,246,937
	8 公 衆 衛 生 費	94,549,233
6 勞 働 費		2,645,931
	1 勞 働 政 策 費	741,345
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,773,637
	3 勞 働 委 員 会 費	130,949
7 農 林 水 産 業 費		42,041,188
	1 農 業 費	13,103,942
	2 畜 産 業 費	2,461,319
	3 林 業 費	5,625,381
	4 水 産 業 費	4,432,665
	5 農 地 費	16,417,881
8 商 工 費		143,087,124
	1 産 業 政 策 費	114,954,941
	2 技 術 革 新 費	1,345,860
	3 中 小 企 業 費	2,838,126
	4 観 光 物 産 費	2,776,625
	5 立 地 推 進 費	21,171,572
9 土 木 費		95,191,815
	1 土 木 管 理 費	3,799,166
	2 道 路 橋 梁 費	58,523,417
	3 河 川 海 岸 費	19,619,064

	4 港 灣 費	3,777,720
	5 都 市 計 画 費	5,405,451
	6 住 宅 費	4,066,997
10 警 察 費		62,315,708
	1 警 察 管 理 費	56,363,233
	2 警 察 活 動 費	5,952,475
11 教 育 費		262,449,523
	1 教 育 総 務 費	54,119,053
	2 小 学 校 費	77,280,750
	3 中 学 校 費	43,905,811
	4 高 等 学 校 費	57,394,062
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,529,319
	6 社 会 教 育 費	3,445,427
	7 保 健 体 育 費	1,775,101
12 災 害 復 旧 費		813,405
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	163,523
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882
13 公 債 費		146,026,478
	1 公 債 費	146,026,478
14 諸 支 出 金		159,432,114
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,844,683
	2 利子割交付金	196,301
	3 利子割精算金	1
	4 地方消費税清算金	78,924,973
	5 地方消費税交付金	66,081,479

	6 配 当 割 交 付 金	1,431,453
	7 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	2,311,579
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,386,963
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	7,170,090
	10 公 營 企 業 貸 付 金	84,592
15 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歲 出 合 計		1,281,679,142

第2表 債務負担行為
(新規分)

事項	事業内容	期間	限度額
地方債証券 共同発行連帯債務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和4年度 至 令和14年度	元金1,170,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環境保全施設 資金利子補給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額1億7,823万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環境保全施設整備 資金利子補給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和19年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
がん先進医療費 利子補給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
救急医療情報システム 構築等業務委託契約	茨城県救急医療情報システムの構築及び運用・保守業務に係る委託契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和10年度	326,772千円
地域医療医師修学 資金貸与契約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	801,000千円
医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	10,980千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	34,000千円

女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	24,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	96,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	478,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和16年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	35,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	112,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	230,235千円

失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和10年度	1,250千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	13,332千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	3,410千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和4年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和4年度 至 令和5年度	277,703千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和24年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和19年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和4年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和5年度 至 令和16年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和7年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和24年度	31,250千円

漁業近代化資金等 利子補給	漁業近代化資金通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和27年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水 事業工事請負契約	金江津用排水機場地区のポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	139,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般国道355号、石岡市東成井地内の東成井跨線橋の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	1,100,000千円
合併市町村幹線道路 緊急整備支援事業 工事請負契約	石岡市道B3760号線、石岡市上曾地内及び桜川市道M2753号線、桜川市真壁町山尾地内の上曾トンネル（仮称）の合併市町村幹線道路緊急整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	1,800,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般県道谷井田稲戸井停車場線、取手市市之代地内の稲豊橋外3箇所の橋梁耐震に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	500,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、東海村東海地内の東海橋外2箇所の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	290,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般国道293号、常陸大宮市東野地内の東野陸橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和5年度	70,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川相野谷川、取手市桑原地先の国道6号橋梁外6箇所の橋梁工事等に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	900,000千円
県営住宅建設 工事請負契約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	385,000千円

自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	1,100千円
近代美術館展覧会 開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	1,650千円
陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	8,415千円
警察職員宿舎整備 運営事業損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	自 令和6年度 至 令和35年度	総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	45,680千円
運転者管理システム 賃貸借契約	警察情報管理システム合理化・高度化計画に基づき、運転者管理システムに係る賃貸借契約を締結する。	令和5年度	145,520千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	325,100 ^{千円}	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	441,400			
土地改良事業	3,057,200			
河川事業	13,107,200			
海岸整備事業	157,700			
砂防事業	128,000			
急傾斜地崩壊対策事業	68,700			
港湾整備事業	1,079,200			
道路橋梁整備事業	25,731,000			
街路事業	1,065,900			
放課後児童クラブ整備事業	289,300			
産業技術専門学院整備事業	39,800			
いばらき就職支援センター整備事業	51,900			
茨城県職業人材育成センター整備事業	29,400			
体育施設整備事業	141,300			
公営住宅建設事業	774,700			
過年補助災害復旧事業	20,700			
現年補助災害復旧事業	191,800			
過年直轄災害復旧事業	90,000			
現年直轄災害復旧事業	14,700			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	311,000			
老人福祉施設整備事業	1,021,000			
障害福祉施設整備事業	818,000			

青少年会館整備事業	5,500			
県庁舎等整備事業	947,200			
交通安全施設整備事業	776,000			
警察施設整備事業	2,347,100			
公園事業	556,000			
高校整備事業	4,567,700			
文化施設整備事業	254,400			
社会教育施設整備事業	95,200			
特別支援学校整備事業	972,100			
空港周辺整備事業	10,300			
地域鉄道設備等整備事業	60,500			
災害救助対策事業	4,800			
アクアワールド 茨城県大洗水族館整備事業	53,100			
消防施設整備事業	32,000			
県立医療大学設備整備事業	167,600			
農業大学校施設整備事業	79,900			
農業総合センター 施設整備事業	72,100			
農業改良普及センター 施設整備事業	56,500			
原種苗センター整備事業	52,800			
県民文化センター 施設整備事業	104,400			
畜産センター施設整備事業	61,300			
養豚研究所施設整備事業	21,000			
家畜保健衛生所 施設整備事業	16,300			
水産試験場施設整備事業	120,500			
保健所施設整備事業	87,900			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	33,800			
地域活性化事業	712,400			

防 災 対 策 事 業	457,200			
合 併 特 例 事 業	1,148,000			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	1,764,400			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	361,000			
上 水 道 事 業 出 資 金	1,222,000			
臨 時 財 政 対 策 債	26,500,000			
退 職 手 当 債	2,000,000			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	9,600	普 通 貸 借	無 利 子	40 年以内 (据置期間を含む。)
				30 年以内 (据置期間を含む。)
				15 年以内 (据置期間を含む。)
合 計	94,858,900			

令和4年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和4年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,133,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		16,133,001 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	15,472,413
	2 繰 入 金	133,309
	3 繰 越 金	527,279
歳 入 合 計		16,133,001

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		16,133,001 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	15,483,636
	2 積 立 金	1,477
	3 繰 出 金	100,000
	4 予 備 費	547,888
歳 出 合 計		16,133,001

令和4年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和4年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,577,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	130,005,500 ^千	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	130,005,500			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		174,577,400 ^{千円}
	1 財 産 収 入	137,542
	2 繰 入 金	44,434,358
	3 県 債	130,005,500
歳 入 合 計		174,577,400

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		174,577,400 ^{千円}
	1 公 債 費	174,577,400
歳 出 合 計		174,577,400

令和4年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和4年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		860,000 ^{千円}
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	859,999
歳 入 合 計		860,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		860,000 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	800,000
	2 繰 出 金	59,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		860,000

令和4年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和4年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,199,037千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立カシマサッカー スタジアム整備事業	千円 191,400	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	191,400			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		2,199,037 ^{千円}
	1 事 業 収 入	520,000
	2 財 産 収 入	587,142
	3 繰 越 金	504,011
	4 諸 収 入	395,829
	5 県 債	191,400
	6 使 用 料	655
歳 入 合 計		2,199,037

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		2,199,037 ^{千円}
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,569,923
	2 公 債 費	619,114
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		2,199,037

令和4年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和4年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,195,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	千円 136,400	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	136,400			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,195,947 ^{千円}
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,774,603
	2 財 産 収 入	3,611
	3 繰 入 金	1,236,534
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	14,799
	6 県 債	136,400
歳 入 合 計		3,195,947

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 費		3,195,947 ^{千円}
	1 病 院 運 営 費	2,671,695
	2 研 究 研 修 費	22,698
	3 公 債 費	499,054
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,195,947

令和4年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和4年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236,694,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		236,694,712 ^{千円}
	1 負担金	73,555,783
	2 国庫支出金	66,438,961
	3 財産収入	5,968
	4 繰入金	14,910,274
	5 繰越金	3,163,619
	6 諸収入	78,620,107
歳入合計		236,694,712

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		236,694,712 ^{千円}
	1 国民健康保険費	236,688,644
	2 積立金	5,968
	3 予備費	100
歳出合計		236,694,712

令和4年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		227,164 ^{千円}
	1 繰入金	1,283
	2 貸付返納金	114,695
	3 繰越金	110,902
	4 諸収入	284
歳入合計		227,164

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		227,164 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	139,092
	2 予備費	88,072
歳出合計		227,164

令和4年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和4年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,297,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		2,297,785 ^{千円}
	1 繰 入 金	23,700
	2 繰 越 金	157,098
	3 諸 収 入	2,116,987
歳 入 合 計		2,297,785

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		2,297,785 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	2,290,585
	2 予 備 費	7,200
歳 出 合 計		2,297,785

令和4年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和4年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		69,821 ^{千円}
	1 繰 入 金	4,510
	2 繰 越 金	10,358
	3 諸 収 入	54,953
歳 入 合 計		69,821

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		69,821 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	65,296
	2 業 務 勘 定 支 出	4,517
	3 予 備 費	8
歳 出 合 計		69,821

令和4年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,343 ^{千円}
	1 繰入金	342
	2 繰越金	90,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		91,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,343 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	90,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		91,343

令和4年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,383 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,379
	2 繰 越 金	47,534
	3 諸 収 入	22,470
歳 入 合 計		71,383

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,383 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	70,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,379
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,383

令和4年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和4年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,719,248千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 4,242,000	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	4,242,000			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		8,719,248 ^{千円}
	1 使 用 料	1,595,159
	2 財 産 収 入	684,029
	3 繰 入 金	1,899,093
	4 繰 越 金	269,201
	5 諸 収 入	29,766
	6 県 債	4,242,000
歳 入 合 計		8,719,248

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		8,719,248 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	136,316
	2 港 湾 管 理 費	1,718,660
	3 港 湾 振 興 費	48,520
	4 港 湾 建 設 費	2,438,700
	5 公 債 費	4,375,052
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		8,719,248

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区の荷役機械整備に係る 工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	2,000,000千円

令和4年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,944,899千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,949,200	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	87,800			
計	2,037,000			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		18,944,899 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	20
	2 国庫支出金	583,255
	3 負担金	289,450
	4 財産収入	8,872,619
	5 繰入金	5,786,450
	6 繰越金	939,206
	7 諸収入	436,899
	8 県債	2,037,000
歳 入 合 計		18,944,899

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		18,944,899 ^{千円}
	1 T X 沿線開発事業費	8,864,983
	2 島名・福田坪開発事業費	2,277,494
	3 上河原崎・中西開発事業費	7,736,593
	4 阿見・吉原開発事業費	65,829
歳 出 合 計		18,944,899

令和4年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	352人	年間	128,572人
外来	1日平均	937人	年間	227,712人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	226人	年間	82,356人
外来	1日平均	296人	年間	71,928人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	105人	年間	38,325人
外来	1日平均	223人	年間	54,194人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	126,679千円
第1項 医業外収益	126,679千円
第2款 中央病院事業収益	21,298,405千円
第1項 医業収益	15,410,769千円
第2項 医業外収益	5,877,636千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,207,583千円
第1項 医業収益	3,116,899千円

第2項 医業外収益	1,089,684千円
第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,518,899千円
第1項 医業収益	41,502千円
第2項 医業外収益	1,476,397千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	126,679千円
第1項 医業費用	126,674千円
第2項 医業外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	20,879,366千円
第1項 医業費用	20,590,579千円
第2項 医業外費用	268,787千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,177,844千円
第1項 医業費用	4,087,466千円
第2項 医業外費用	83,378千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,340,927千円
第1項 医業費用	1,245,984千円
第2項 医業外費用	92,943千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,286,477千円は、過年度分損益勘定留保資金441,418千円及び当年度分損益勘定留保資金845,059千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,258,078千円
第1項 企業債	611,000千円
第2項 負担金	637,078千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	217,825千円
第1項 企業債	91,300千円
第2項 負担金	126,525千円
第3款 こども病院資本的収入	712,129千円
第1項 企業債	346,500千円
第2項 負担金	362,531千円

第3項 国庫補助金	3,098千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	2,112,909千円
第1項 建設改良費	932,697千円
第2項 償 還 金	1,174,452千円
第3項 投 資	5,760千円
第2款 こころの医療センター 資本的支出	350,594千円
第1項 建設改良費	97,364千円
第2項 償 還 金	253,050千円
第3項 投 資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	1,011,006千円
第1項 建設改良費	349,824千円
第2項 償 還 金	661,182千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 611,000	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	91,300			
県立こども病院整備事業	346,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 13,758,432千円

(2) 交 際 費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬 品 3,465,861千円

燃 料 52,020千円

計 3,517,881千円

2 こころの医療センター事業

薬 品	160,092千円
診 療 材 料	31,283千円
燃 料	927千円
計	192,302千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	医 療 機 器	心臓カテーテル検査システム	1 式
		人工心肺装置	1 台

令和4年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	141,807,387m ³
(3) 1日平均給水量	388,513m ³
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	7,693,684千円
鹿行広域水道事業	1,128,343千円
県中央広域水道事業	2,147,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	19,907,753千円
第1項 営業収益	17,657,192千円
第2項 営業外収益	2,250,561千円
支 出	
第1款 事業費用	19,001,218千円
第1項 営業費用	17,942,896千円
第2項 営業外費用	1,045,922千円
第3項 特別損失	400千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,646,232千円は、過年度分損益勘定留保資金7,927,646千円、当年度分消費税等資本的収支調整額495,153千円及び建設改良積立金223,433千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	5,617,074千円
第1項 国庫補助金	946,716千円
第2項 企業債	3,201,700千円
第3項 出資金	1,222,000千円
第4項 負担金	31,973千円
第5項 他会計補助金	113,624千円
第6項 長期借入金	84,592千円
第7項 関連事業収入	16,469千円

支 出

第1款 資本的支出	14,263,306千円
第1項 建設改良費	10,969,827千円
第2項 資産購入費	88,583千円
第3項 償還金	3,058,023千円
第4項 補助金返還金	141,384千円
第5項 出資金返還金	5,489千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和5年度	989,296 ^{千円}
鹿行広域水道建設事業工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	1,272,871
県中央広域水道建設事業工事請負契約	令和5年度	361,112
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和5年度	98,582
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和5年度	37,400
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和5年度	5,845

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	3,201,700 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等	1,060,012千円
(2) 交際費	478千円
(他会計からの補助金)	

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、237,914千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和4年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	251事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	326,024,925m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	893,219m ³
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	186,884千円
鹿島工業用水道事業	1,199,015千円
県南西広域工業用水道事業	2,358,740千円
県央広域工業用水道事業	461,111千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,564,216千円
第1項 営業収益	12,247,354千円
第2項 営業外収益	1,316,862千円
支 出	
第1款 事業費用	12,039,206千円
第1項 営業費用	11,389,095千円
第2項 営業外費用	639,611千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,808,197千円は、過年度分損益勘定留保資金4,095,853千円、当年度分消費税等資本的収支調整額222,488千円及び建設改良積立金489,856千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,962,100千円
第1項 国庫補助金	75,600千円
第2項 企業債	1,886,500千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,770,297千円
第1項 建設改良費	4,205,750千円
第2項 資産購入費	5,955千円

第3項 償 還 金 2,478,888千円

第4項 基金積立金 79,704千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	2,423,228 ^{千円}
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和5年度	473,704

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	1,886,500 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 711,770千円

(2) 交 際 費 296千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,818千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和4年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

稲敷土地造成事業

土地造成費 1,514,194千円

つくばみらい福岡地区
土地造成事業

土地造成費 7,637,725千円

坂東山地区土地造成事業

坂東市山・逆井・生子・
生子新田・菅谷地区 732,000㎡

土地造成費 5,261,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 47,303千円

第1項 営業収益 47,249千円

第2項 営業外収益 54千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 82,493千円

第1項 営業費用 41,796千円

第2項 営業外費用 38,397千円

第3項 特別損失 300千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,014,194千円は、過年度分損益勘定留保資金1,014,194千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 13,398,825千円

第1項 企業債 12,803,200千円

第2項 受託工事収入 385,000千円

第3項 関連事業収入 210,625千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出 14,413,019千円

第1項 土地造成費 14,413,019千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
坂東山地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和5年度 至 令和6年度	12,238,800 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 域 振 興 事 業	12,803,200 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 42,962千円

(2) 交 際 費 11千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
1 取得する資産	土 地	工 業 団 地 用 地 (坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷)	732,000㎡	
2 処分する資産	土 地	工 業 団 地 (つくばみらい市福岡・中原・南・田村)	605,000㎡	処分の態様 売払い

令和4年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	43,904,656m ³
(2) 1日平均処理水量	120,287m ³
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	1,959,405千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,525,064千円
第1項 営業収益	2,954,322千円
第2項 営業外収益	549,034千円
第3項 特別利益	21,708千円
支 出	
第1款 事業費用	3,199,460千円
第1項 営業費用	3,149,843千円
第2項 営業外費用	48,557千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額972,209千円は、過年度分損益勘定留保資金785,633千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額186,576千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,418,818千円
第1項 国庫補助金	468,450千円
第2項 企業債	939,500千円
第3項 負担金	10,868千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,391,027千円
第1項 建設改良費	1,959,405千円
第2項 資産購入費	79,585千円
第3項 償還金	352,037千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	500,000 ^{千円}
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	令 和 5 年 度	300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	千円 939,500	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 180,823千円
- (2) 交 際 費 30千円

令和4年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	127,807,000m ³
(2) 1日平均処理水量	350,156m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	4,217,856千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,110,663千円
第1項 営業収益	9,259,472千円
第2項 営業外収益	7,786,990千円
第3項 特別利益	64,201千円
支 出	
第1款 事業費用	16,817,072千円
第1項 営業費用	16,327,105千円
第2項 営業外費用	435,898千円
第3項 特別損失	50,069千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,976,398千円は、過年度分損益勘定留保資金1,251,307千円、当年度分損益勘定留保資金640,135千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額84,956千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,489,271千円
第1項 国庫補助金	2,433,490千円
第2項 企業債	1,215,100千円
第3項 負担金	840,539千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	62千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,465,669千円
第1項 建設改良費	4,217,856千円
第2項 資産購入費	17,839千円

第3項 償 還 金 2,219,590千円

第4項 基金積立金 10,384千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	令和5年度	273,350 ^千
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	1,511,272
那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和5年度	263,790
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令和5年度	566,036
那珂久慈ブロック広域汚泥処理工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	1,821,556

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	1,215,100 ^千	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 528,603千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,575,508千円である。